

加付点与基準

加付点評価項目	評価区分（三段階評価）		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1 業務の実施方針			
* 1-2-1 調査内容・手法における事業の成果を高めるための工夫について	2 5	1 5	5
* 1-2-2 分析手法における事業の成果を高めるための工夫について	2 5	1 5	5
* 1-3-1 作業の日程・手順等の効率性について	2 0	1 2	4
* 1-4-1 有識者の専門性について	1 0	7	4
2 組織の経験・能力			
* 2-1-1 組織としての類似の調査及び関連分野の調査の実績	3	2	1
* 2-2-1 人員体制の効率性・妥当性について	1 5	1 0	5
* 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力及び的確かつ速やかな分析について	1 5	1 0	5
2-3-1 円滑な業務遂行のための人員補助体制について	1 0	7	4
3 業務従事予定者の経験・能力			
* 3-1-1 業務従事予定者の類似の調査及び関連分野の調査経験	3	2	1
* 3-2-1 調査に関する知識・知見、人的ネットワーク、専門性、業務経験について	2 0	1 2	4
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標			
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について	〔複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。〕		
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等			
・ 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	2		
・ 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	4		
・ 認定段階3	6		
・ プラチナえるぼし認定企業	1 0		
・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	1		
○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業）			
・ くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）	4		
・ トライくるみん認定	6		
・ くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））	6		
・ くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）	6		
・ プラチナくるみん認定	1 0		
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定			
・ ユースエール認定	4		
* 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。			
5 賃上げを実施する企業に関する指標 ※以下のいずれかを表明していること。			

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	10
5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。	